

福岡医発第178号(保)

平成16年4月21日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹 嶋労災診療費算定基準の一部改定に伴う自賠責保険診療費
算定基準(自賠責新基準)の取扱いについて

健康保険診療報酬点数表等の一部改正(平成16年4月1日実施)に伴い、本年4月1日より労災診療費算定基準の一部が改定されたことにつきましては、平成16年4月3日付け福岡医発第15号(保)にてご連絡申し上げておりましたが、これに伴い、自賠責保険診療費算定基準の取扱いにつきましても、4月15日開催の本部医療協議会(三者協議会)にて、本年4月1日より改定後の労災診療費算定基準に準じた算定方法により請求する旨確認されたとの通知が別紙のとおり日本医師会よりありましたので、会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

また、リハビリテーション料の取扱いに適用されていました「弾力的運用」(発症の日から起算して6月までの間は、月内逦減制又は算定単位の制限を適用しない請求を認める取扱い。)につきましては、平成16年4月の労災診療費算定基準の改定までの取扱いとされていたことから、平成16年4月診療分より弾力的運用は適用されないこととなりました。

ただし、平成16年4月1日実施の労災診療費算定基準の一部改定において、リハビリテーション料の個別療法及び集団療法については、発症の日から起算して6月までは月内逦減制又は算定単位の制限を適用しない取扱いに改定されております。

なお、消炎鎮痛等処置及び発症の日から起算して6月を超える期間におけるリハビリテーション料につきましては、月内逦減制又は算定単位の制限が適用されますので、ご注意いただきますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 島田昇二郎

事務連絡(保13)

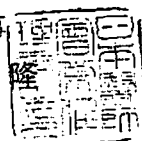
平成16年4月15日

都道府県医師会

自賠責保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

土 屋



労災診療費算定基準の一部改定に伴う自賠責保険診療費
算定基準（自賠責新基準）の取扱いについて

健康保険診療報酬点数表等の一部改正（平成16年4月1日実施）に伴い、本年4月1日より労災診療費算定基準の一部が改定されたことにつきましては、平成16年3月30日付日医発第1089号（保186）によりご連絡申し上げたところであります。

これに伴い、自賠責保険診療費算定基準の取扱いにつきましても、本年4月1日より改定後の労災診療費算定基準に準じた算定方法により請求する旨、4月15日開催の本部医療協議会（三者協議会）にて確認いたしましたのでご連絡申し上げますとともに、貴会関係会員への周知方ご高配賜わりますようお願い申し上げます。

また、リハビリテーション料の取扱いに適用されておりました「弾力的運用」（発症の日から起算して6月までの間は、月内逓減制又は算定単位の制限を適用しない請求を認める取扱い。）につきましては、平成16年4月の労災診療費算定基準の改定までの取扱いとしていたことから、平成16年4月診療分より弾力的運用は適用しないものといたします。

ただし、平成16年4月1日実施の労災診療費算定基準の一部改定において、リハビリテーション料の個別療法及び集団療法については、発症の日から起算して6月までは月内逓減制又は算定単位の制限を適用しない取扱いに改定しております。

なお、消炎鎮痛等処置及び発症の日から起算して6月を超える期間におけるリハビリテーション料につきましては、月内逓減制又は算定単位の制限が適用されますので、ご注意ください。よろしくお願いいたします。

